

## 企業家研究フォーラム 会則

平成 14 年 12 月 1 日制定 平成 17 年 7 月 2 日改正（第 4 条） 平成 21 年 3 月 7 日改正（第 10 条） 平成 25 年 7 月 13 日改正（第 6 条） 平成 26 年 7 月 19 日改正（第 15 条） 平成 27 年 7 月 18 日改正（第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条） 平成 28 年 7 月 16 日改正（第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条） 平成 29 年 7 月 15 日改正（第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 10 条）

**第 1 条** 本会は、大阪商工会議所大阪企業家ミュージアムと連携し、「企業家活動」研究の促進とその成果の普及を図るとともに、経済社会が真に求める人材の育成に資することを目的とする。

**第 2 条** 本会は、企業家研究フォーラムと称する。

**第 3 条** 本会は、その目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 研究会の開催
- (3) 講演会の開催
- (4) 企業家研究に対する助成
- (5) 会誌の発行
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

**第 4 条** 本会の会員は正会員および賛助会員（以下会員と称する）をもって構成する。賛助会員は本会を支持する法人・団体・個人とする。

2 会員の権利は以下のとおりとする。

- (1) 会誌その他の刊行物の配布を受けること
- (2) 会誌その他の刊行物に投稿すること
- (3) 本会の各種事業に参加すること
- (4) 総会に出席し、議決権を行使すること

**第 5 条** 本会の目的に賛成して、新たに正会員または賛助会員になろうとするものは、申込みの上、理事会の承認を受けることを要する。

**第 6 条** 本会の会費は次の通りとする。なお、本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、

翌年 3 月 31 日に終わる。

正会員 年 6,000 円（但し、学生割引会費は 4,000 円とする）

学生割引を受ける正会員には、学生証の写し等、学生であることを証明できるものの提出を求める。場合によっては、指導教員の証明を求める場合がある。

賛助会員 年 1 口（20,000 円）以上

すでに納入された会費は、いかなる理由がある場合においても、返戻しない。

**第 7 条** 会員は会長に届出て退会することができる。会員は会費の滞納 3 年に及ぶ時はその資格を失う。

**第 8 条** 本会に次の役員を置く。

2 会長 1 名、副会長 4 名以内、理事 30 名以内、監事 2 名以内。

**第 9 条** 役員は任期は 3 年とする。但し再任を妨げない。

2 欠員補充により選任された役員は、前任者の残任期間とする。

**第 10 条** 理事は、総会において正会員のうちから選任し、理事会を構成して会務を執行する。

2 理事会は、会長 1 名を互選する。会長は本会を代表して会務を統轄し、総会および理事会を招集する。会長に事故あるときは副会長が代行する。

3 副会長は、理事会の同意を得て会長が理

事のうちから選任し、または解任する。

- 4 監事は、総会において正会員のうちから選任し、本会の会計を監査する。

**第11条** 本会は毎年1回、総会を開き、予算、決算、会則の変更、その他重要事項を審議決定する。

- 2 会長がその必要を認めるとき、または理事の半数以上の要請があるときには、臨時総会を開くことができる。

- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

**第12条** 会長は理事会の承認を得て各種委員会を設置することができる。

**第13条** 会長は理事会の承認を得て幹事および各種委員会委員若干名を選任することができる。

**第14条** 会長は理事会の承認を得て顧問若干名を委嘱することができる。

**第15条** 本会の経費は会費、事業収入、助成金および寄附金を以って支弁する。

**第16条** 本会の会則変更は総会の決議によるものとし、会務執行上に必要な細則は理事会が定める。

#### 附 則

附則（平成17年7月2日）

（任期の特例）

- 1 本会発足当初の理事および監事の任期は第9条（役員の任期）の規定にかかわらず、平成18年度総会終了時までとする。

附則（平成21年3月7日）

（実施の時期）

- 1 第10条の改正規定は、平成21年4月1日から実施する。

附則（平成25年7月13日）

（実施の時期）

- 1 第6条（学生であることの証明書類の提出）は、平成26年4月1日から実施する。

附則（平成26年7月19日）

（実施の時期）

- 1 第15条の改正規定は、平成26年7月19日から実施する。

附則（平成27年7月18日）

（実施の時期）

- 1 第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条の改正規定は、平成27年7月18日から実施する。

附則（平成28年7月16日）

（実施の時期）

- 1 第4条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条の改正規定は、平成28年7月16日から実施する。

附則（平成29年7月15日）

（実施の時期）

- 1 第4条、第5条、第6条、第7条、第10条の改正規定は、平成29年7月15日から実施する。

## 企業家研究フォーラム 設立趣意書

(平成 14 年 12 月 1 日)

わが国は現在、政治・経済・教育等の様々な分野において、既存の諸システムの破綻という危機に直面し、構造的変革を迫られている。

閉塞感を打破し、活力ある社会を再構築するためには、分野を問わず、斬新な発想とチャレンジ精神にあふれる新しい人材の育成が不可欠である。

こうした中、イノベーションの担い手であり、経済・社会発展の原動力である「企業家」ないし「企業家活動」についての真摯な研究は、豊かな未来を築き、経済・社会が真に求める人材の育成をはかる上で、極めて重要である。

このたび、大西正文・第 22 代大阪商工会議所会頭の顕彰事業として「企業家研究基金」が設置されたのを機に、私どもは当基金を活用し、関連する様々な分野から「企業家活動」を総合的・学際的に研究する「企業家研究フォーラム」の設立を決意した。

### 発起人代表

宮本 又郎 (大阪大学大学院経済学研究科教授)

加護野忠男 (神戸大学大学院経営学研究科教授)

田 代 和 (大阪商工会議所会頭)

井 植 敏 (大阪商工会議所大阪企業家ミュージアム館長)